

平成31年度第2回  
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和元年8月13日（火）

## 平成31年度第2回東大和市個人情報保護審議会

### 1 日時

令和元年8月13日（火）午後2時～4時

### 2 場所

東大和市役所会議棟第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 審議会委員

会 長	小林 紀久雄	出席
職務代理者	田村 茂	出席
委 員	尾崎 誠	欠席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	中村 勝司	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	池田 陽子	出席

#### (2) 市長

市 長 尾崎 保夫

#### (3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長  
文書課 下村課長、吾郷係長、木村主事

#### (4) 説明員

諮問1 市民課 梶川課長  
保険年金課 岩野課長  
課税課 真野課長  
諮問2 青少年課 新海課長 岡部係長  
諮問3 障害福祉課 小川課長  
諮問4 環境課 宮鍋課長

### 4 議題

諮問案件

- (1) 市民部窓口業務等の委託について
- (2) 学童保育所運営事務の委託について
- (3) 移動支援従事者養成研修事業の委託について
- (4) 公園における防犯カメラの管理及び運用事務について
- (5) 委託内容の変更について

#### **報告案件**

- (1) 個人情報取扱事務の変更について（第7条第4項による報告）
- (2) 個人情報取扱事務の委託期間の更新について

#### **5 会議の公開及び傍聴者**

会議は公開により行った。

傍聴者 0人

#### **6 審議会への提出資料**

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票

## 1 開会

- 阿部部長 会議に先立ちまして、委員の出席状況の報告をいたします。
- 下村課長 委員の出席状況を報告いたします。委員 8 名中、1 名の委員から欠席の申し出がございます。あと 1 名の委員がこれからお越しになりますので、会議は成立してございます。
- 阿部部長 はい、ありがとうございました。そうしましたら着座にて失礼いたします。

## 2 審議会への諮問

- 阿部部長 それでは諮問書の提出が市長よりございます。市長よろしくお願いいたします。
- 尾崎市長 諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長、小林紀久雄様。個人情報の取扱いについて（諮問）。このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。記、1 「市民部窓口業務等の委託について」、2 「学童保育所運営事務の委託について」、3 「移動支援従事者養成研修事業の委託について」、4 「公園における防犯カメラの管理及び運用事務について」、5 「委託内容の変更について」。なお、内容につきましては、事務局より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 阿部部長 市長はこのあと、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

ただ今の市長から諮問書の読み上げの中で 5 件、諮問事項をお伝えいたしましたので、早速でございますが、この先の会議の進行は会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

## 3 諮問案件の審議

- 会長 それでは、「平成 31 年度第 2 回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めます。

### 諮問 1

- 会長 まず、諮問 1 の「市民部窓口業務等の委託について」審議を行います。担当課の説明を求めます。
- 梶川課長 失礼いたします。
- 会長 ご着席ください。それでは、まず諮問 1 の「市民部窓口業務等の委託について」審議を行います。担当課の説明を求めます。
- 梶川課長 よろしくお願いいたします。市民課長の梶川と申します。本日は 3 課にまたがっているので、保険年金課長と課税課長も同席させていただいております。それでは、お手元の諮問書をご覧くださいと思います。今回、個人情報を取り扱う事項につきましては、実施機関以外の委託ということであげさせていただきました。諮問書の表の中にございます 1 事務の名称でございますが、こちらの市民部窓口業務等委託、住民基本台帳

並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務、外28件となっております。こちらの29件分につきましては、この諮問書でございます1、それから4事務の目的、5対象となる個人の範囲、それから8の委託に係る個人情報の9項目につきましては、次ページ以降でございますA3の表に一覧でまとめさせていただきました。本来ならば、1枚1枚届出の事務を提出させていただくところでございますが、見やすさを優先させていただきました、一覧としてご提出させていただいております。

諮問書にお戻りいただきまして、ただ今、1をご説明させていただきました。3の担当課は、市民部市民課・保険年金課・課税課の3課でございます。下のほう6の委託の内容・理由等でございますが、こちら今回は新規でございます。理由といたしましては、民間事業者の専門的な知識と経験、ノウハウ等を活用しまして、市民部の3課の窓口業務等をICTを活用して一体的に委託することで、サービス水準の向上、それから人員の確保を図りたいというものでございます。7の委託期間につきましては、令和2年1月1日を予定しております。9の個人情報保護措置の概要につきましては、契約書に添付いたします特記仕様書等に基づきまして、個人情報の適正な管理・取扱い等の措置を受託者に遵守をさせてまいります。

それでは、本日資料の1番最後の資料でございます。業務数が大変多いところがございますので、29の業務を整理いたしまして、委託する業務を場所等の観点で整理いたしまして、委託の内容をこちらに掲載してございます。10ページです。委託する内容をお示しさせていただいております。説明ですが、市民課の部分为例に取りまして、ご説明させていただきますと思います。市民課3つの業務パターンに分かれておりまして、アといたしましては、窓口案内業務ということで、今もやってございます総合案内の部分です。市役所の窓口案内。それから、各申請書の記載指導・それから代筆補助、戸籍の相談等を行います。イといたしましては、住民票等の証明書業務、カウンター及び執務室内で行います。住民票、印鑑証明、戸籍の受付、そして出力及び交付ということになります。2段目に出力及び交付と書いてありますが、この出力と交付の間には証明書等の審査がございます。本当にこの証明書を出してよろしいかどうかというのを審査する段階がありますが、こちらは市の直営で行います。それを挟んで受付、出力、そして市の審査を挟んだ後、交付を委託するというところでございます。最後にウのところでございますが、その他の業務といたしまして、窓口カウンター、執務室内での業務ということで、マイナンバーカードの関連手続の申請受付を行います。続きまして、マイナンバーカードの関連リストの作成業務、そして最後でございますが、臨時運行許可に関する申請の受付及び交付、これはいわゆる仮ナンバーと言われるものでございます。こういったものを窓口で受けて、必要に応じて交付するといったものを委託に出すということで、個人情報のご審議のほどを賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 説明が終わりましたので、何か質問等ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員 いくつかあるのですが、まず1点目がここに諮問の理由として書いてある、正直

言って委託の範囲がここまできたかというような感覚を持っておるのですが、こういった諮問の理由に書いてある、窓口業務の専門的な知識と経験、そしてノウハウを持っているという民間業者ということなのですが、それぞれどんな専門的な知識、経験、ノウハウを持っているのか。これをお聞きしたいのが1点です。それから、これを行うことによってサービス水準が向上するのだということなのですが、職員ではできないことをやるというような認識を持ったのですけども、この辺のところの業者でなければできないこと、それも教えてください。人員の確保を図るためという理由になっているのですが、これは市の方針だから、何か行政管理課とかそういうところに聞いたほうがいいのかなと思うのですが、これも理由にならないと思います。そこで聞きたいのは、要するに公務員でなければできないことというのはなんなのかなど。それぞれの課で委託しないで自分たちでできる範囲の仕事はどこなのか教えてください。まずはここまで。

○会長 はい、どうぞ。

○梶川課長 よろしいでしょうか。いくつかご質問いただきまして、まず専門的な知識ということでございますが、いろいろな証明書の申請書につきましても、多種多様なものがございます。こちらに基づいて、必要な項目が揃っているかどうか、そういったところを外部の委託会社でも、他市で実際に実施している例が多々ございますので、そういったところを様々な人員の確保にも絡むのですが、そういったところが外部委託に出せる部分でございますので、本来必要なそういった専門知識について、委託会社でも十分保持しているところを挙げさせていただきたいと思います。

それからサービス水準の向上でございますが、直営でございますと、市民課は市民課で、例えば窓口の人数が、その日、何人か急遽休んでしまったら、その中で解決を図らなければならぬところでございます。保険年金課も課税課も一緒なところでございますが、こちら3課を一体的に委託に出しますので、例えばどこかの課が繁忙期で忙しいときに、隣の課から柔軟に混んでいるところにシフトしていただけるというところがございます。また、それから窓口案内のところでご紹介させていただきましたが、ICTを活用いたしまして、現在ないようなサービスといたしまして、市民課での申請書の記載困難な方に対して、委託会社が口頭で聞き取ったものをパソコンに入力して、必要な申請書を出力して、その記載困難な方に対してお渡しをして窓口の手続きに入っていただくというところが1つ新しいサービスの向上のところでございます。

それから人員の確保のところ、公務員でなければできないというところでございますが、窓口対応といたしまして、市民の申請を受ける受付業務、それから交付業務等は委託に出せます。しかし、委託に出せないのは、市民の方の権利等に係わる判断が必要となるものです。そういったところは、委託に出せませんので、先ほど証明書のところでもご説明しましたが、証明書を出してそれを本当にそれでいいかどうかという最終判断は、市で決定をいたします。その手続を経て、委託会社に引き継いで、申請書を交付するといったようなことで、判断を伴うようなものにつきましては、委託には出せないというところで

認識しております。以上でございます。

○会長 いかがですか。いいですか。

○委員 いや、答えじゃないところがいっぱいあって。要するに専門的な知識というのは、今現在窓口をやっている職員と同じ知識を持っているということですか。

○梶川課長 それもあります。それから例えばICTの部分での導入に係わってまいりますので、そういったところの。

○委員 それは職員じゃできないの。最初の質問の仕方が悪かったのですが、多分人の手当というのが1番の理由かなと私は理解しているのだけれど、サービス向上云々じゃなくて、答弁の中にもあったのですが、これは市の方針だからどこからどこまでを委託に出すかというのは、行政課みたいところに聞かなければいけないのかなと、それぞれ聞いても申し訳ないなと思うのだけれど、これから市が要するに公務員じゃなければできない仕事、さっき判断云々と言ったけど、結構判断する仕事がある。最終的には職員が判断するとは言っているのだけれども、今後どこからどこまで委託していくのか、これはこちらに聞くのは難しいかなと思うのだけれど。この線引きを実は聞きたかったです。ほかの市でもやっているから云々は、それは理由にならないので、何かその辺は返事がもらえるような、答えてもらえるようなことができるのか。それはもしなければ後で、教えて欲しいと思います。

それと知識という面では、さっき専門的な知識、申請書の書き方云々と言ったのだけれど、経験、ノウハウ、この辺のところについても教えてください。

それといろいろな業務を委託するというのは、非常に、私は行政改革の意味ではそんなに悪いことではない、逆にいい事だと思っているので、そういった意味で聞いて欲しいなと思います。次の質問として、委託業務以外で触れる個人情報というのは、多分あるのかなと思います。例えば、机のまわりでやっている、受付回りでやっている、そうすると職員の机も近くにあるわけで、その辺のパソコンのセキュリティなども含めて、その辺のところのガードの対策というのですか、その辺はそれぞれの課でどのように行うかというのを聞きたいと思います。

それからもう1点は、こういった委託をするに当たって、公務員の場合には地方公務員とか、懲戒云々、また市にもそういった懲戒云々の規定があると思うのですが、地方公務員法との関係、委託してしまった場合に、先ほど説明の中で取扱い等の措置を委託者に遵守させる、適正な管理、取扱い等の措置を受託者に遵守させるということなのですが、この辺の特記事項、これを示して欲しいなと。それはなぜかという、先ほど言った公務員との違い、例えば何か起きたときに、ちょっと話が飛んでしまって申し訳ないのですが、例えば具体的な取扱いとして、ストーカー行為をやってしまったよと。そうしたときに地方公務員の場合には、そういった先ほど言ったような規程の中で罰則規定があるのですが、市としては業者さん、あるいは個人、あるいは実際に被害にあった方、それぞれの方にどのような対応をするのか、また市の責任はどの辺まであるのかなというのをお聞きし

たいと思います。それとあと、いろいろな法律、この中では住基法とか、戸籍法とか、地方税法とか、特別徴収法とか出てくるのかな。そういったところの法律で規定されている個人情報の取扱い、それとの関係というのも教えていただければと思います。以上です。

○会長 よろしいですか。

○下村課長 では、事務局から1点。今、特記仕様書の関係がございましたので、ご説明します。個人情報保護事務の手引の389ページ、特記仕様書を作っておりますので、特記仕様書に関しましてはこちらをご覧くださいと思います。それから委員から守秘義務の関係等ございましたが、個人情報保護条例におきましても、委託事業者の守秘義務等定めてございます。具体的には11条、ページで言いますと56ページでございます。

11条第2項に、受託者の守秘義務の規定がございます。それからあと罰則規定も同様に受託事業者にもございまして、こちらは217ページでございます、54条。こちら職員も同様なのですが、受託事業者も個人情報を不正に提供した場合には、罰則の対象になるということでございます。

○阿部部長 特記仕様書と守秘義務の関係については、事務局からご答弁申し上げました。

○梶川課長 いくつかまたご質問賜りました。最初におっしゃられていた線引きの部分なのですが、確かに市民部ではないのですが、行政管理課で示しております東大和市の行政改革大綱の推進計画というのがございます。この中に窓口の民間委託化についての項目というのが挙がっております。そういったところもございまして、市民部といたしましても検討してきたところでございます。

それから専門的知識、経験、ノウハウということですが、平たく言ってしまうと、今現在、直営でやっている部分、これが専門的知識や経験、ノウハウということの土台にはなりますが、更にそれを民間で創意工夫に基づいて、省力化を図るですとか、新たな提案をいただくとか、そういったところもあるかなと思いますので、そういったところで、その他市ということで、先ほどご紹介させていただきました。

それから委託業務以外の個人情報ということですが、こちら、先ほど特記仕様書等でご説明していただいた部分、それから委託業務の中で、仕様書には当然定める予定でございますが、もちろん個人情報の漏洩、それから目的外使用、それから個人情報の持ち出し、これは禁止項目として仕様書には定めることといたしております。それに加えまして、個人情報が載っている文書につきまして、紛失、棄損、それから複写、それを禁止。それから、写真等の撮影を懸念いたしまして、情報端末の持ち込みの禁止。それから、市の許可を得て持ち込んだ情報機器について、市のネットワークへの接続を厳禁する等々の、いくつかの禁止項目等を仕様にて定めていただいて、安全な個人情報の運営に努めてまいりたいと思っております。

○岩野課長 あと、すみません。委員の指摘の他の法令との関係、委員からは地方公務員法のお話が出ていたと思います。それぞれの課で、取り扱う法令というのは、それぞれでやはり異なっております。私どもは保険年金課なのですけれども、保険年金課ですと国



民健康保険法ですとか、国民年金法等、いろいろと多種多様の法令を遵守していくことになりますので、それに関しましては、それぞれの課で仕様書をまとめることになってございます。その中で遵守すべき法令というのを触れまして、それを今回個人情報の保護に関するところも含めて、遵守していくというところで、そういう法令の遵守については担保していきたいとは考えてございます。私からは以上です。

○会長 どうでしょう。

○委員 はい、すみません。2点だけ聞けてないので、今、受託側のいろいろな罰則規定とか、市からいろいろな文書でのいろいろこういった決め事を交わすのだと思うのだけど、先ほど言った具体的に何か起きてしまった時、業者に対してはこういう罰則規定がありますよということなのだけど、市はどのような責任を取るのかというのを聞きたいのと、これは先ほど聞いた内容です。

あと以前から国でもいろいろと委託できる業務の範囲というのは、非常に広くして云々というのがあったと思うのだけど、受託か何かでいろいろいわゆる補助業務のうちという感じだったかなと思っているのだけど、記憶なのだけど、そういった通達に更に範囲を広げるような変更があったのかどうかお聞きしたいです。もしそういったものがあるのであれば、教えて欲しい。

あとこれで最後にします。3点目です。これは市の窓口だけであって、出張所というか、清原とかにある、ああいった所は関係ないのかなと、その3点だけお願いします。

○梶川課長 まず1点目の市の責任というところでございますが、起こってはならない重大な事故が起きた場合には、当然業務を委託している委託者側として、過失等は、受託者側に伴う場合は除きますけれども、基本的には市の責任、市が責任を負うことになると考えております。ですので、それに基づいたきちんとした対応を市でも取ってまいります。

それから、委託の範囲でございますが、補助業務ということで範囲が広がったかどうかの確認だと思うのですが、いつの国の通知なのか、今わからなかったもので、私たちが国から示されている委託の範囲については、十分確認をしながらというところでございますので、範囲が追加されたかどうかはまだわからないのですが、今おっしゃったような補助業務、それとは別に市で判断を伴う権利関係を生じるような判断業務については直営、という制御の仕方で認識しております。

それから、市の窓口ということで、清原市民センターは、今回の委託からは外れております。

○委員 はい、わかりました。

○会長 はい、次の方。

○委員 いくつか聞かせていただきます。今、他の委員からもあったように、大きな委託事業になるかなと思っているのですけれども、市民側からするとどういったサービスが向上するのかという具体的なイメージがもう少し沸くといいなということと、あと要するに最初に受けてくださる相手が今まで職員だったり、または嘱託職員だったりという、今この

職員の方はストラップをかけて身分を提示していますけれども、この方ではない民間事業者の方が受けられるということを市民の方たちにわかるようなことをするのか。例えば制服を着るとか、バッジをつけるとか、そういうことをして職員ではない人があなたの情報を取り扱っていますよということを、市民の方に知らせることがあるのかどうかということ。

あと総合窓口は進めていただきたいと思うのですけれども、先ほども言ったように、より市民の方が受けるサービスの向上を具体的に教えてもらいたい。例えば転入してきたときに、最初に住民登録をした後に、どんどん回されていったわけですね、今までは。では次はこの窓口、この窓口と言っていたことが、ICTを活用することによって、どうふうに具体的に市民サービスが向上するのかということをお聞きしたいと思います。

あともう一つ先ほども聞かれていたのですが、出力から交付の間の審査については直営がやるというところのその審査というのは、1件1件ごとに行うことなのか、判断がなくてもするっといける場合もあるのか、その審査は直営がやるといったところの具体的な事例を少し挙げていただければと思います。以上です。

○会長 では、お願いします。

○梶川課長 まず今回の委託、非常に大きなものであるとは思いますが、これによって市民の方は具体的にどういったサービスの恩恵を受けるのかというところがございますが、今はそれぞれの課ごとに、窓口が混んだ時にはその課で対応していましたが、今度、窓口3課を一度に委託しますので、今回の業務の範囲に限って言えば、その柔軟な繁忙期等の対応等が取れることによって、市民の方に対する、お待たせするような時間とか、そういったものを少しでも短くすることになればと思っております。それから、市民課で言えば、総合窓口が今の1人体制から2人に増えますので、これについてもやはり市民の方には非常に便利になるかなと思います。それから、窓口で記入する申請書は結構細かいところがあるものですから、目の不自由な方とか、手の不自由な方については、かなりお待たせしてしまうところがあるので、そういったところについてはICTを活用いたしまして、RPA、ロボットです、ソフトを利用いたしまして、申請書を自動で聞き取って出力して、またその申請書が印鑑証明であれば印鑑証明までも、自動で出力されるようにしたいと思っております。そういったところで、少しずつ市民のサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

それから、外部委託会社との市民の方から見た時のわかりやすさというところがございますが、制服をどれにしようというのは、労協との関係で難しいところもございますので、何か委託業者、それから委託業者であるということがわかるような見せ方というのですか、そういったものは考えていきたいと思っております。

それから、転入等の事例でICTの活用の例ということでございますが、ちょっと繰り返しになってしまいますが、市民課では、今言ったような記載困難者への申請書の出力と印鑑証明書についての自動出力、これが1つあります。

○真野課長 課税課は、直接窓口業務ではなくて、バックヤードの職員のためのRPAで、要は国税連携、今確定申告を税務署でやられますけど、そちらのデータが電子で飛んでくるのですが、その飛んできたデータをRPAを使って吸い上げて、今度は市のシステムにそちらを持って行って、そこで整合性を突合させて、要は間違えがあるところを、今間違えがあるところを職員が全部手入力とか、目で判断しながら、どこが間違っているかというのを全部判断していくのですが、RPAを使って、住所が違っている、名前が違っているとか、そういったものを全部一覧表、そういったものに置き換えて、それがRPAでできるということなので、今、年間で3万7,000件位、国税データを職員が全部手作業でやっていますけども、それをRPAを活用することによって、職員側ですけど、事務の軽減を図っていくということで、ICTを課税課では職員側で利用させていただこうかなと思っています。今回、ICT具体的にはRPAと呼ばれるものを使って、こちらのほう市民課と課税課で、今言った導入を予定しております。

それから最後にご質問いただきましたが、出力と交付の間の審査、これについては1件ごとに審査を行います。以上でございます。

○会長 はい、どうですか。

○委員 要は市民となって最初に引っ越してきました。総合窓口に行きました。こういう手続をしたいです。住民登録をして、国民健康保険とか、年金とか、手続、回されていますよね。その度に書かなければいけなかったりとか、今も随分、市のサービスが良くなっているのは知っているし、スムーズにさせていただいているのだけど、例えばその専門的な知識というのは、1枚の、今まで課ごとに書いていた申請書が1枚になるとか、そういう具体的にもっと市民の人たちにアピールできるサービス向上というのがあるのかというのを聞きたいのですが、今のご説明だと待ち時間が短くなりますみたいなこととか、あと今まで手入力していた国税のことの省力化がされれば、当然市の職員の手があくので、その分ほかのサービスに回るとかということは理解できるのですが、もっとより具体的な市民が受けるサービスなどで、向上できることがあるのかどうかというのが聞きたい。

○梶川課長 はい、ありがとうございます。すぐではないのですが、今回の委託を行うことによりまして、ゆくゆく証明書の申請受付を1箇所に集約するというのも検討してまいります。そちらのほうは具体的に、今委員のおっしゃられたような方法がどこまでできるのかというのは、まだこれから検討するのですが、1箇所に集約していくことによりまして、今おっしゃった市民の方の大きな期待といったものを答えられるようにしていきたいと思っています。

○会長 いかがですか。どうぞ。

○委員 職員の審査確認というのがありますよね。これは現在はそれぞれが職員ですから、その判断で、できていますが、今後それに集中してしまうわけですよね。そうすると職員に対する負担というのは増えないのですか。それが1点。それと現在、嘱託職員ですが、職員は身分保証されていますけれども、嘱託職員は、そこまで身分保証がされているのか

どうか。1月1日ということですよ。嘱託職員は。

○梶川課長 嘱託職員ではないですね。

○委員 いや、現在。現在の職員の身分保証はどうなっているのか。1月1日で切れてしまうわけですから。それ以降はどうなるのかなというのを確認したい。

○梶川課長 2点ほどいただきまして、証明書等の審査につきましては、今現在、正職も嘱託職員も臨時職員もおりますが、それが窓口で受けてそれをそのまま出力して審査していて、1人で縦の流れでやっていたのですが、それをある程度横串を入れて整理いたしますので、審査をする側が今度は、窓口に立たなくてもよくなりますので、その負担の都合というのは軽減される部分とのバーターでなりますので、それによって負担が今まで以上に増えるということはないと認識しております。

それから嘱託職員の身分保証ということですが、先ほど私のほうで契約期間につきましては、1月1日ということでお話いたしました。本格稼働は4月を予定しております。1月に契約をいたしまして、それから社員の確保とか、そういったことに準備期間が必要でございますので、正式に動き出すのは4月1日からということになります。今現在、臨時職員や嘱託職員、各3課にいらっしゃいますけれども、4月から今度、会計年度任用職員ですか、身分が大きく変わります。そういった少し今までと待遇等が変わってまいります。今回のこの委託によりまして、現在抱えている非常勤の方の職がなくなってしまうのではないかとのお話しもあるかと思うのですが、そういった方につきましては、これから選定いたします委託業者で募集をかけて、必要な選考等で書類審査等を通れば、そちらの会社に移行するという事は可能でございます。

○会長 よろしいですか。そのほかには。はい、どうぞ。

○委員 長くなってしまうので1点だけ質問させていただきたいのですが、この委託をすることについての諮問書の数字の9のところは個人情報保護措置の対応というところなのですが、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を受託者に遵守させることで個人情報を保護するための必要な措置を行うということだと思っておりますが、委託期間の終期がここに記載されていなくて、委託の内容からしても短期間ではないのかな、相当長期に及ぶ委託なのかなと思うのですが、その特記仕様書について受託者に遵守させることについて、さっき他の委員がおっしゃったみたいに、情報漏洩とか何かあったときに、自動的に契約の解除だとか、罰則とかというのはわかるのですが、例えばそういうのが起こらないために内容を遵守をしているのかどうかを、途中途中で監督する方法みたいなのは具体的に何か定まっているのかなというのを伺いたいです。

○会長 はい、お願いします。

○梶川課長 そうですね、こちらに特記仕様書ということで書いてはございますが、もちろん当然様々な個人情報に関する法律ですとか、こちらの条例等もございまして、セキュリティポリシーもございまして、そういったものを勘案して、受託業務者側でその個人情報の適正な管理に関する管理策、こちらを考えていただくことになると思います。

○委員 それを受託者側で考える。

○梶川課長 そうです。その考える手続なのですけれども、業者を選定するにあたりまして、通常の今考えているのは、公募型の提案方式ということです。まだ正式には決まっていないので、一応そういう方針だということで考えようかと思うのですが、そういった手続きの中で業者側に提案させるものの1つに、個人情報の適正な管理策です。それが強い提案であればあるほど、受託する選定基準の部分ではあると思うのです。また、今おっしゃられたようにそれをきちんと励行しているかどうかということで、その部分については市側と委託会社の従業員を管理している副管理者というのを、各課に設置するようにいたします。その副管理者というのが、市との直接の交渉相手、協議相手となりますので、そこを通じて日々の管理、監督です、それには努めて行くようになります。

○委員 ありがとうございます。特記仕様書にその立入調査権みたいなものが載っていましたが、そういう調査みたいなものを定期的にするとかというのを、今のところ予定はないのですか。することができるでしょうか書いていないから。

○梶川課長 そういうのはありますので、使えるときにはそういったものは使ってまいります。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 はい、そのほかには。

○委員 すみません。では1つだけ聞いておきたい。先ほども触れたのですが、ここでこの表の中に国保とか、軽自動車税とか、この辺のところは賦課事務を委託している。これはある意味ほとんど丸投げなのかなと思うのだけど、これは昔というか、以前は封入・封緘とか、そういった一部を委託して、要するに業務に関係ないところを委託していた。これはもう丸投げという考え方でいいですか。

○岩野課長 保険年金課でございます。私のほうといたしましては、国民健康保険や後期高齢者の医療、10ページの資料をご覧いただければと思います。10ページのA4縦の資料で、業務内容を委託する内容の一覧がおありかと思えます。保険年金課の中でアイウとございます。その中のアとイで国民健康保険と後期高齢者医療費制度がございまして、それぞれの中で保険税事務ですとか、保険料事務というのがございます。ここがいわゆる保険税額ですとか、保険料額とか、この課料・課税の額の決定というところの、いわゆる公権力の行使に該当する部分に関しましては、委託する予定はございません。ここはあくまでも市の責任をもって行うものということで認識してございますので、そういう部分、公権力の行使にあたる課税額・課料額の決定につきましては、窓口委託する予定はございません。あくまでもその決定された額に関しての通知物を送ったり、その中から引き抜きを行ったり、もしくは滞納がある方の催告者に該当する方を確認するための作業ですとか、いわゆるそうした事務作業的のところを委託する予定でございまして、委員のおっしゃるところの全てを委託するというものではございませんので、そこにつきましてはお断りさせていただきます。保険年金課としては、以上でございます。

○真野課長 課税課でございますけれども、同じく資料11ページに課税課の業務が示されておまして、その中のオです。オのところ、軽自動車税賦課事務という形で賦課という言葉を使わせていただいていますけれども、先ほども保険年金課長からお話がありましたとおり、賦課事務については職員が決定をしていくと。ここに書いてありますとおり、要は登録とか、廃車の手続き関係です。そちらを委託業者にやっていただくということが主な業務となっております。以上でございます。

○委員 要するにデータ入力も委託だし、それから要するに計算するのはコンピューターで計算するのだから、結果が出た数字に対しては数字を出しましたよ、課税額決まりましたよ、あとは全部よろしく願いますということよろしいですか。

○真野課長 いや、そういうわけではないです。

○委員 そういうわけではない。

○真野課長 あくまでもパンチ入力はしますけど、システム上、計算という過程がまた別のボタンというか、別の過程がありますから、あくまでも間違っただけ入力をしていないかどうかは、委託側は入力してもらって、それを職員が照会されたものを間違いがないという確認作業をやるということで、あくまでも入力だけです。入力までの行為と、その後の決定まで計算とか、賦課決定、そちらについては、また別の作業が出てきますので、そこには委託は触れないという形になります。

○委員 そうすると税額が決定されたもの以降、これで納税通知書を発行してくださいねということなの。変な言い方だけど。

○真野課長 計算をした後です。職員が計算を回した後は決定。

○委員 要するに価格の決定は市がやるのは当たり前で、それは当然それで責任を持たなければいけないのだけど、だから実際、労力を使う部分というのは、ほとんどが委託になってしまっているという感覚で今聞いているのですけど。そうなってしまったのかなど。

○真野課長 そうですね。簡単なものというか、間違いなくできるものというか、そういったものは職員がやらずに委託をしていって、職員は専門的な知識、税の決定もそうですけど、そういった単純作業と言ったら語弊があるかもしれないですけど、そういったある程度スキルを必要としないものを委託化して、余裕が出た時間、そういったものを有効に利用していこうという形で考えております。

○会長 どうですか、ほかにご意見ないようでしたら、この辺で審議会の意見をまとめたいと思いますけど、よろしいですか。それでは、諮問1の「市民部の窓口業務の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますけど、いかがでしょうか。聞こえませんか。何か付帯意見を付けますか。

○委員 さっき私最初の質問の時に言ったのですけど、これはさっき行政管理課、市の方針の中で、どこからどこまでを、確か先ほどのいろいろなお話を聞いている中で、単純業務とか云々とおっしゃっていましたが、やはり市はここまでが責任範囲、ここから先

は委託できるよみたいな範囲があって、その内の今これだけ委託している、あとこれだけ残っているよと、多分そんなのは各課から出しているのだと思うのだけど、そんなようなものというのは行政管理課から情報が得られるかなと思っておりますけれども、それは無理ですか。

○**下村課長** では、事務局から。今、委員からご質問ありましたような、市として先ほど市民課長からもありましたが、行政改革大綱推進計画、こういったものがございますので、次回そうしましたら参考資料として、お配りすることはできると思いますので、そんな形でよろしければ。具体的に何をどこまでという、あまり具体的なことは、掲載はされていないかなと思うのですが。

○**阿部部長** 先ほどの繰り返しになりますけども、基本的に今、東大和市の行政改革というものを進めております。その中で本当にざっくりというと、公務員しかできないこと、先ほどもありました税でいえば公権力の行使とか、様々ございますけども、いろいろな今回の事例で言えば、先ほど判断を伴うようなものは委託しないという方針、他の面についても、これからどこまでが線引きかというお話しだというように、委員のご質問だと思うのですが、明確にどこまでということではなくて、そういうのも探りながら公権力の行使は職員が行うけれども、そうでない事務の省力化に繋がるようなもの、効率化に繋がるようなもので、今回で言えばICTの活用によって実現しうるようなものというのは、これからも出てくるのだと思いますので、そういうことも情報を収集しながら、どこまで行政改革という名の元で進められるか、探っていくというところなのかなと思っています。特に今私が知っている限りでも、ここまではやるとか、ここはというようなペーパーになっているものは見たことがないのですけれども、先ほど下村課長からもありましたように、市が進めていこうとしている計画はございますので、そちら次回提出ができれば提供したいなと思っています。よろしいでしょうか。

○**委員** 他の委員がおっしゃっているのと重複するかもわかりませんが、行革は確かに必要だとは思いますが。ただその中で市民目線なり、市民感覚というのを置き去りにしてしまうと、ただ行革だけをしている、経費だけを節減しているという形になってきますから、市民目線、市民感覚だけは、忘れずに対応していただければとは思いますが。

○**委員** いいですか。私も同じことで、結局、行政改革はすべきだ、いろいろな意味でやっていかなければならないなと思う。それと個人情報の取扱いというのは、すごく範囲が広がってきて、範囲というか要するに外部委託する機会が増えてきて、非常に今日みたいな諮問というのがたくさん出てくると思うのです。ここから先、この個人情報の範囲というものが、どこまで委託化されていくのかなというのが、そんなところが多分資料を見てもわからないと思うのだけど、そういう観点で拝見できるなら拝見したいなと思っているので、もしよろしければそんなものがあれば出していただければということです。何回もすみません。

○**会長** わかりました。ということで、お聞きいただいた部分が次回に反映できるように

していただくことで、よろしいのかな。次回にある程度、理解できそうな資料を添付していただくということで、そういうことでよろしいですか。

○阿部部長 懸案という形の。

○会長 これは参考資料ということで。

○委員 もちろん結構です。

○会長 そうですね。審議事項ではなくてね。ですので、今日のこの部分の議事については、一応個人情報の保護の審議会ということなので、市も行政としてはこういう方向に進んでしまっていると考えたほうがいいと思うので、ただ便宜上という言い方がいいかどうかわかりませんが、この審議会を設けているのではないかなと、私はそう思っていますので、この審議会での部分がひっくり返されることはないのではないかなと思います。ただ、皆さんの意見を少しでもこういうものに対して審議していく中で、意見を取り込んで欲しいという要望の会議ではないかなと思います。その辺を理解しながら、今回のこの件については一応ここで審議をしたいと思います。なので、もう1度戻りますけども、この辺で審議会の意見をまとめていかないといけないということですので、議長を授かっている者としては、この市民部の窓口業務の委託については、提案のとおり承認したいと思いますというところまではやります。皆さんはいかがでしょうかというところをお聞きしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認したいと思います。

## 諮問2

○会長 次に、諮問2の「学童保育所運営事務の委託について」審議を行います。担当課の説明を求めます。

○新海課長 青少年課長の新海と申します。よろしくお願いたします。資料の12ページを開いてください。今回は、個人情報を取扱う事務の委託について、条例第10条第2項に基づき、意見を伺うものであります。また、それに併せて個人情報取扱事務の届出変更について、条例第7条第4項に基づき、審議会に報告するものであります。

資料の15ページをお開きください。審議会諮問書となります。委託する事務の名称は「学童保育所運営事務」です。事務担当課は、子育て支援部青少年課となります。事務の目的は、監護にかかる児童の安全確保・健全育成でございます。対象となる個人の範囲は、学童保育所入所を希望する児童とその保護者となります。委託の内容につきましては、児童の健全な保育に関する業務、事業の運営及び環境整備に関する業務、利用者対応に関する業務の3つで、主に現在学童保育所の現場の職員が担っている部分となります。委託の理由につきましては、民間事業者の専門的な知識と経験、ノウハウ等を活用し、サービス水準の向上、人員の確保を図るとともに、持続可能な自治体経営のための行財政運営に資



するためでございます。委託の期間については、令和2年2月1日からです。これは引継ぎが2月から始まるためであって、実際に学童保育所の運営を事業者に委託するのは、令和2年4月1日からとなります。委託に係る個人情報の項目・範囲につきましては、資料に記載のとおりですが、主に児童の安全管理上等で、現場で把握しておくべき個人情報となります。ただし、個人番号につきましては、入所申請書を学童保育所でも受け取れるようにするため、個人番号に記載された申請書を預かる可能性があるということで、記載させていただいております。個人情報保護措置の概要につきましては、契約書に添付する「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に基づき、個人情報の適正な管理・取扱い等の措置を受託者に遵守させることとします。

次に、資料の13ページをお開きください。個人情報取扱事務の届出事項の変更についてでございます。13番のところの委託・再委託の有無について、委託有に変更いたします。15備考において、(4)として、委託の内容、児童の健全な保育・事業の運営及び環境整備等・利用者対応に関する業務。(5)としまして、届出事項変更の理由、学童保育所運営業務の委託化に伴う変更を追加します。次に、資料の14ページをお開きください。特定個人情報を取り扱う事務の場合についてでございます。7の委託・再委託の有無について、委託有に変更いたします。

以上、ご説明申し上げました事務に関し、事務を委託することについて意見を伺うとともに、個人情報取扱事務の届出変更について、審議会に報告するものであります。よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○会長 説明が終わりましたが、何か質問等がありましたら、お願いします。特にないようでしたら、はいどうぞ。

○委員 先ほどの関係もありましたけれど、今、児童保育所の現場のスタッフというのは、どういう身分の方がされていて、この委託後、現場にいるスタッフはどういう変化が起きるのかを伺いたいです。

○新海課長 現在現場にいる学童保育所の職員は、嘱託員と臨時職員で構成されております。事業所に委託後は、もちろん事業所の職員が現場の職員になるのですが、今いる現場の職員が事業者で新たにお仕事を希望される場合は、その事業者との面接などを経て、転籍型という形で、引き続きお仕事をされる場合もありますし、希望されない場合は、そのまま別のお仕事ということもあり得ます。

○委員 1個1個で申し訳ありません。学童保育所で提供される保育の内容は、現在と委託後と変わるのかどうかを伺いたい。

○新海課長 現在、学童保育所で実施している保育の内容は、もちろん継続します。新たに委託することによって、これまで提供できなかった新たなサービスを提供できる事業者を、プロポーザル方式により選択して、プラスアルファでサービスを提供するという形になります。

○委員 そのプラスアルファの部分の料金、かかる費用はどのような形になりますでしょ

うか。

○**新海課長** 直接利用される方の育成料に反映するかどうかですか。今回の委託によって、利用される方の育成料が値上げされるということは、今のところは予定がないです。

○**委員** 今のでわからないので同じ関連なのですが、そのサービスの水準の向上する部分というのは、何が向上するのですか。

○**新海課長** 今のところ、新たなサービスの提供ということで、今夏休み中など長期のお休みのときには、ご家庭からお弁当を持ってきていただいているのですけれども、保護者の方から今まで要望が多かったのですけれども、仕出し弁当の手配をしてほしいというお声が多かったりしたので、その対応できるような事業所を選定していきたい。あと、多様な経験ということで、いろいろなイベントとかを提供できるような事業所を選定していきたい。あと、学習支援というのですか、今学童は、宿題をやって帰るお子さんとかがいらっしゃるのですけれども、保護者の方から、勉強をもう少し見てほしいというお声があったりしますので、そういうところを提供できるような事業所を選定していきたいと思います。

○**会長** よろしいですか。

○**委員** 素晴らしいことだと思います。それは資格があるとか、そういうことではないのですよね。

○**新海課長** それは、プロポーザル方式で、各事業所さんから、私たちの事業所ではこういうことができますという提案を出していただいて、その中で一番良いと思うものを、選定委員会の中で選定していくという形になります。

○**会長** よろしいですか。そのほかに。ないようでしたら、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2の「学童保育所運営事務の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** はい、ありがとうございます。それでは、本件につきましては、提案のとおり承認とします。

○**新海課長** ありがとうございます。

### 諮問3

○**会長** 次に、諮問3の「移動支援従事者養成研修事業の委託について」審議を行います。担当課の説明を求めます。お願いします。

○**小川課長** それでは資料の16ページをお開きください。障害福祉課の小川と申します。よろしくお願いたします。

諮問3「移動支援従事者養成研修事業の委託について」今回、この移動支援従事者養成事業について、条例第7条第4項に基づき、審議会に報告ならびに、当該事務の委託につ

いて、条例第10条第2項に基づき、意見を伺うものであります。諮問の理由ですが、より専門性の高い研修を実施するために、知的障害者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を有する事業所に、移動支援従事者養成研修の実施を委託したいというものであります。

17ページをお開きください。事務の名称ですが、移動支援従事者養成研修事業ということで、次に6番、事務の目的ですが、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施している移動支援に関わる従事者の養成を行うものであります。個人情報の対象の範囲ですが、移動支援従事者養成研修の受講者に係る情報であります。記録項目ですが、氏名、住所、生年月日、電話番号でございます。処理の形態は、電算システム以外、記録の形態は文書によるものであります。個人情報の収集元は、本人からの収集となります。個人情報の経常的な目的外利用及び提供先等はございません。委託について行うということ、再委託はないというものであります。指定管理者による代行もありません。

続いて19ページをご覧ください。当該事務の委託についてであります。1番から5番につきましては、先ほどの事務の内容と重複しますので、省略をします。委託の内容、理由についてですが、知的障害者（児）に対する外出時における移動介護に関する知識及び技術の研修ということで、これは東京都障害者（児）移動支援従事者養成研修事業実施要項及び東京都障害者（児）移動支援従事者養成研修事業実習細目というものに沿った内容として、19時間の研修を行うものです。上記の研修の実施とともに、受講申し込みの受付から報告書の提出までを委託するというものです。委託先の事業所ですが、東京都の指定を受けた事業者に委託をして実施をするということ。委託を行う理由として、より専門性の高い研修を実施することができるということで委託を行います。委託の期間としては、令和元年10月1日から令和2年の3月31日。委託に係る個人情報の項目は、住所、氏名、生年月日、電話番号。移動支援従事者養成研修の受講者についての4つの項目であります。個人情報保護措置の概要については、契約書に添付する個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき、個人情報の適切な管理、取扱い等の措置を受託者に遵守させるということ。以上です。

○**会長** 説明が終わりました。何か質問等ありましたらお願いします。どうぞ。

○**委員** 1点だけ教えてほしいのですが、東京都の指定を受けた事業者というのが、専門性の高い研修を実施することができるということですが、そうでない事業者と何が違うのですか。

○**小川課長** 指定を受けた事業者とは、この移動支援の研修について実績があり、東京都の指定ということで、一定の専門的な技量を有するとか、そういうことについての一定の要件を満たしているというような事業所ということ。以上です。

○**委員** それは資格とか、そういった意味ですか。

○**小川課長** その事業者そのものの資格といいますか、その事業者が専門的なことを教えることができる講師等を有しているという条件であります。

○会長 よろしいですか。そのほか。はいどうぞ。

○委員 移動支援従事者に対する養成研修というのは、今までは市で行ってきたのか、その市が行ってきたものよりも、東京都が新たにレベルの高いものを提供してくれるので、今回こういう形になったという理解で良いのか、あくまでもこれは障害の方ではなくて、従事者の方の情報が、指定される場所に提供されるということで良いのかの確認をさせていただきます。

○小川課長 これまで市では、このような研修を実施しておりません。一般的には、指定を受けた事業者が実施をしておりますので、近隣市の事業所で指定を受けているところがあれば、そういうところでは実施していましたが、東大和市内でこういう研修を受講できるという機会は今までなかったというものであります。理由としては、移動支援事業に従事する方の、非常に人手不足ということがありまして、今回市が行うということで、受講料を安くしたり、あるいは市内で働くということを要件として募集をするというようなことであります。

あと情報につきましては、従事者養成研修を受講する方の情報が、この指定事業所に渡るといようなことであります。以上です。

○会長 よろしいですか。そのほかにはありますか。ないようでしたら、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問3の「移動支援従事者養成研修事業の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とします。

○小川課長 ありがとうございます。

#### 諮問4

○会長 次に、諮問4の「公園における防犯カメラの管理及び運用事務」について、審議を行います。担当課の説明を求めます。

○宮鍋課長 それでは、お手元の資料の20ページをお開きください。諮問4「公園における防犯カメラの管理及び運用事務」についてということでございます。私のほうは環境課でございます。今回は、事務の開始について、条例第7条第4項に基づき、審議会に報告するものと、また併せて、個人情報の目的外提供について、条例第12条第2項第5号に基づき、ご意見を伺うものでございます。諮問の理由、その四角の中に入っております、防犯カメラによって撮影された公園利用者の映像のうち、警察から情報提供申請のあった期間の映像及び市の依頼に基づく事故等の解決のために必要な映像について、その解決に資すると認めた場合に、警察に防犯カメラの映像を目的外提供したいという内容でございます。

21ページをお開きください。個人情報の取扱事務の届出でございます。開始ということで、この事務は初めてこれから開始するということでございます。事務担当課は、環境

部環境課でございます。それから事務の名称でございますが、5番、公園における防犯カメラの管理及び運用事務でございます。6番、事務の目的です。公園における市民等の安心と安全を守り、犯罪を抑制すること。実はこれ、設置場所は高木公園を考えておりますが、当該公園は、利用者の迷惑行為によりまして、公園施設の破損とか、ごみの放置、それから騒音等で、夜かなり近所の住民の方にはご迷惑をかけていまして、夜間警察出動もある公園でございます。公園管理者としては、利用者や周辺住民の安心と安全を守ることを目的として、今回カメラを設置したいと、そういう目的でございます。対象者の範囲は、防犯カメラによって撮影された公園利用者でございます。記録項目は、個人番号とか氏名とかはございまして、その他のところに、防犯カメラによって撮影された公園利用者の映像、映像のみでございます。9番、処理形態。電算システム以外で、SDカードというものに記録することになっております。個人情報収集の主な収集元及び収集の根拠規定でございますが、これはご本人に了解をもらって撮影するというわけではございませんので、本人以外ということになります。条例第6条第3項第6号に該当ということで、事務の性質上、本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるときに該当するものでございます。その他防犯カメラによる映像の出力ということになっております。12番の個人情報の経常的な目的外利用及び提供先及び目的外利用提供の根拠規定でございます。目的外利用はございます。有ということになります。条例第12条第2項第2号及び第5号、こちらに基づきまして、警察に提供する場合がございます。備考として、刑事訴訟法第197条第2項というのが根拠になっております。

続きまして、23ページをお開きください。先ほどは事務の開始の届出でございましたが、こちらが目的外提供をすることについての、ご審議いただきたい用紙でございます。次のとおり個人情報を目的外提供することについて、東大和市個人情報保護条例第12条第2項第5号に基づき、意見をいただきたいということでございます。目的外提供の届出をする事務担当課は、環境部環境課でございます。それから目的外提供の届出をする事務の名称は、「公園における防犯カメラの管理及び運用事務」でございます。提供の期間は、8月14日と書いてございますが、実際は実は工事が完了できるのが11月頃でございますので、11月工事完了後に正確にはなります。それから、目的外提供を受けるところ、提供する場所は、警察でございます。それから12番、目的外利用を提供する保有個人情報の項目・範囲・目的でございますが、防犯カメラによって撮影された公園利用者の映像でございます。範囲は、防犯カメラによって撮影された公園利用者の映像のうち、警察から情報提供申請のあった期間の映像。犯罪等がありまして、警察から提供申請があった場合の期間の映像及び、市のほうで、事件というのではなくて、いろいろ破損とか、何か問題があったときの市の依頼に基づく事故等の解決に必要な映像ということで、市のほうからお願いする場合もございます。目的は、近隣における犯罪捜査等で警察から照会を受けた場合や、公園における事故等で市が警察に捜査等を依頼した際、その解決に資すると認められる場合に、警察へ防犯カメラの映像を提供するものでございます。そのほか、本人

の通知は提供するに当たって省略したいと考えています。これはお名前とかわかりませんので、当然こうなります。公園にはカメラが2台付きまして、対角線で付いて扇形に撮影しますので、公園の中だけが映ることになります。それから、カメラ設置に当たりましては、安心・安全に公園を利用していただくために、防犯カメラを設置させていただいておりますということで、誰でもわかるような看板を付けようと考えております。

以上のとおり、本日は個人情報保護条例の第7条第4項に基づき、事務の開始をお届けするもの、それから第12条第2項第5号により、目的外提供についてご意見を伺うものでございます。以上でございます。

○**会長** はい、ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等がありましたら、お願いします。はいどうぞ。

○**委員** 非常に目的が明確で、この目的外提供及び目的外利用が目的であれば、目的外ではなくなるのではと思ったのですが。言っている意味がわかりますか。それ以外の目的というのは、抑止とか、何かあるのかもしれないけれど、主な目的というのが、今言った、犯罪があったときに活用するのだということであれば、それが目的なのではないかと思うのですが、考え方としてどうなのでしょうということ。

○**下村課長** この点に関して、事務局から説明します。ここに関しては、条例の作りの問題がございまして、ただ今の根拠規程ですと条例の第12条第2項5号ということで、ページで言いますと57ページのところでございます。今お話しなのは、目的外ではないのではないかというお話だったと思います。12条は、目的外利用、それから目的外提供、この両方について謳っております、次の13条というところに、外部提供というものがございまして。この条例で想定しておりますのは、今回のような場合、目的内の、単純に外部提供ということも言えなくもないのですが、ただ内容が、やはり映像を警察に提供するというところもございまして、実は13条のほうには、諮問する規定がございませんことから、そういう意味で、審議会のご意見を伺っておくべきということで、12条第2項5号の規定によりまして、あらかじめ審議会の意見をお聞きするというところで、諮問をしたものでございます。例えば、こういった公園のカメラですとか、最近ですと学校給食センターの防犯カメラですとか、あとはドライブレコーダーですとか、だんだん市におきましても、防犯ということを目的にカメラをいろいろ設置してきている経緯がございまして。そういったことで、本来こういったものがなければ、ない社会が一番よろしいのかもしれないのですが、なかなかそうはいかないということで、必要な個人情報を、結果的に収集し、提供してしまうということになりますので、今後目的外ではないということで、諮問はしなくてもよろしいというご判断がいただければ、また考えたいと思うのですが、現在の条例のつくりですと、13条に諮問の項目がないものですから、諮問しないまま、こういったものを設置していくというのも、あまり好ましくないのではないかと。やはり皆様のご意見を伺った上で、設置していくべきではないかと考えているところでございまして、もし何か今後について、ご意見をいただければと思います。以上でございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 不特定多数の方が映るという意味では、審議会にかけておいたほうが、というふうには考えますけれど、それが目的ならいいんじゃないと思っただけの話で。すみません。

○会長 外部提供ということに関すると、やはり審議会にかけたほうがいいのかもかもしれませんね。ほかに。どうぞ。

○委員 ここで言うことかどうかあれなのですけれども、今、市内で、市が管理している防犯カメラというのは、おっしゃったように、学校内、また学校通学路50か所、給食センター等々、たくさん付いてきていて、今までは学校教育部がその情報を管理、防犯カメラの映像管理はその部、課がしてきて、今回初めて市内の公園に付くということで、環境部環境課が情報を持つという形になったわけですけれども、そこでの規定の、それぞれの課ごとに違うところがあるのか全く同一なのか、そういうことが知りたいことと、今後の話をここで審議するのはどうかと、今おっしゃったように、市民皆様のニーズの中では、防犯カメラを付けてもらったほうが安心だという世の中になってきていて、一方ですごく過敏になっている個人情報と、その防犯上の情報というのが紙一重になっているわけで、個人情報の審議というところで、毎回こうやって担当課ごとにかかってくるということの、今後どうしていくのかという考えがあるのかということ。

あともう1つ、SDカードで情報管理をするということなのですけれども、この情報、どれくらいの期間の情報を取っておくことができるのかということを伺いたいです。

あと警察にしか情報は提供されないということなので、事件性のないものについて、例えばその情報が欲しい、非常にプライベートな、事件性はないのですけれども、公園で起きたプライベートなことでその防犯カメラの情報が欲しいというときには、この提供にはならないと思うのですけれども、今後そういうことが起きてきたときのこととかは、どのように考えているのかなど。以上です。すみません。多岐に渡って複数ですみません。

○下村課長 事務局のほうで答えられるものを先に。一番最後にお話しになりました、自分が映っているかどうかという場合ですね。実は、この個人情報保護条例は、保有個人情報の開示請求ができます。一般的には、文書だとわかりやすいのですが、私の何々について記されている文書を開示してほしいという、開示請求ができます。これは市が保有する電磁的記録、要するにデジタルデータの、例えば今回のような画像に関しても、開示請求ができる規定になっています。実際に、現実にもその方が映っているか、あるいは映っていても開示できるかどうかという判断は、また別にあるわけですが、例えばカメラに撮影された私の映像を開示してほしいという開示請求自体は、請求ができることとなります。よろしいでしょうか。

○委員 請求はできるけれど開示はされない。

○下村課長 請求された場合、基本的には非開示、見せられない情報でない限りは、開示はできます。あとはご本人が映っていないとかですね。映っていなければそもそも対象がないので、開示できなかつたりするわけですが、請求していただくことはできます。映っ

ていることが、それを開示してしまうと問題が生じる場合というのもあり得ますので、そういった場合はできませんけれども、基本的には請求していただいて、非開示に該当しなければ、開示ができるということになります。

それから、1点目の、様々な施設ですとか、場所に防犯カメラができていった場合の対応ということで、現在は委員がおっしゃったように、各部、各課、要するに所管課がそれぞれに規定を設けて、それぞれにそこで収集した情報を、一定期間保管、保存するような形になっております。他市におきましては、防犯カメラの取扱いに関する条例などを整備しているところもありまして、まだ当市に関してはそこまでの考え方を打ち出せてはいないところですが、だんだんこういった内容が増えてきますことによりまして、何かやはり統一的な運用、そういったものが個人情報保護の観点からも必要になってくる部分もあるのかなと思っておりますが、まだ具体化はしておりません。私からは以上です。

○宮鍋課長 取扱いといえば、いろいろな部署でいろいろ違ってしまつてまいらうということで、うちのほうも考えまして、教育委員会から見本をもらっておりまして、それに合わせております。そのほうが今、市として一体的になると思っております。それから個人情報保護について今後どうしていくのかですけれども、公園につきましては、118か所ありますけれども、軒並み公園に付けるという考え方ではなくて、ご近所からの苦情とか、犯罪が心配だという、どうしても必要だろうなというところについては検討してまいります。至る所にとということでは、今のところは考えてございません。

それからSDカードは、確か5日くらいで書き換えになってしまうのですね。ずっと書き換えになってしまいますので、最長で確か5日くらいでございます。

それから事件性のないものについては、出す予定は今のところ考えておりません。警察から請求があるときに、事件の解決のためにという目的が書いてございますので、その場合には出しますけれども、それが書いていない場合には出すことは今のところ予定してございません。以上でございます。

○会長 よろしいですか。そのほかには何かありますか。ないようでしたら、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問4の「公園における防犯カメラの管理及び運用事務」については、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは本件については、提案のとおり承認とします。

○宮鍋課長 ありがとうございます。

## 諮問5

○会長 次に諮問5の「委託内容の変更について」の審議を行います。事務局の説明を求めます。

○下村課長 それでは諮問5委託内容の変更につきましてご説明を申し上げます。24ページをお開きいただきたいと思っております。現在行っております個人情報取扱事務の委託のう



ち、今年度委託先の事業者に変更があったもの、それから今年度から委託先が決定したもののにつきまして、条例第10条第2項の規定により諮問するものであります。担当課が複数にまたがっておりますので、事務局からの諮問となります。25ページをお開きいただきたいと存じます。ここには22件の委託事務につきまして、表の右側2列に今年度の委託先と前年度の委託先を記載しておりますが、右側に斜線の引いてあるものは、今年度から新たに委託先が決まったものでございます。

25ページのところの11番の産業振興課プレミアム付商品券事業に関する事務、これの下の方の商品券の販売事務の委託についてご説明いたします。前回第1回の審議会におきましては、東大和市商工会で委託をしまして、再委託を日本郵便株式会社で行うというご説明をしたのですが、その後事務の調整が行われました結果、平日については郵便局が窓口となりまして、月一回の土日につきましては商工会が窓口となって販売をするということになりましたので、両者を委託先と記載しています。それから26ページのところで21番の健康課の母子保健事業におきまして、今年度の委託先に多摩北部医療センターが外れておりますが、こちらは契約の形態が病院との契約ではなくて医師個人への契約に変更となったことによりまして、市が契約した小児発達専門医の中に含まれることになったことによるものです。

その他で、前年度から事業者が変わった理由については、入札による変更でございます。また、委託事務の内容自体についての変更はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**会長** 説明が終わりました。何か質問等ありましたらお願いします。

○**委員** 今年度の委託の部分はいいのですが、前年度と変わっているところについては、これは新たにプロポーザル、入札だけじゃなくて、たぶんプロポーザルという形式をとっているのかどうかだけ聞かせてください。

○**下村課長** ここに掲載されている範囲では、前年度から今年度にかわったものに関しては、プロポーザルはございませんでした。新たに委託したものとして、1番企画課の総合計画事務ですとか、あと納税課の5番から9番、これは納税課の事務の委託でございましたが、この5件、こちらに関してはプロポーザルによる業者決定でございました。以上でございます。

○**会長** よろしいですか、その他には。

○**委員** これ1点だけ間違いないと思うのですが、今の納税課のところ、先ほどの諮問の内容とかぶるのですが、判断という言い方はあれなのですが、市税等の強制徴収手続を行うと。これは本来できない業務なのかなと思うのですが、これは書き方の問題なのかと。

○**下村課長** この事務の目的欄の書き方によってしまうところがありまして、すみません。あくまでこの事務の目的欄が、個人情報取扱事務の目的全体を記してしまっているのです、実際どの部分の委託なのかということ直接的に表記したものではないのですね。ですの

で、実際には、例えば8番の市税徴収事務では、地方税法の規定に基づき市税の徴収を行うとあるのですが、実際には徴収をじかにITFORという委託先が行っているのではなくて、徴収事務の一部を委託しているということになります。そういう意味では、実際に委託している業務を端的にここで表す表現になっていないので、わかりにくいところではあります。繰り返しになりますけど、事務全体の目的の説明内容になっておりますので、ご心配されるような公権力の行使に該当するような部分に関しては、委託はしてございませんので、ご承知おきいただけるよう願います。

○会長 そのほかにありますか。ないようでしたら、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問5の「委託内容の変更について」は、提案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは本件については、提案のとおり承認とします。以上をもちまして、諮問案件の審議は終了しました。

#### 4 審議会への報告

○会長 引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件1「個人情報の開始・変更について」、2「個人情報取扱事務の委託期間の更新について」を、一括で事務局から説明を求めます。

○下村課長 引き続き、報告案件につきまして、事務局からご説明いたします。28ページをご覧ください。本日の報告事項は、1「個人情報取扱事務の変更について」及び、2「個人情報取扱事務の委託期間の更新について」であります。

始めに報告1「個人情報取扱事務の変更について」であります。30ページをお開きください。今回は、2つの課で2件の変更の届出がありました。31ページをお開きください。事務担当課は企画財政部企画課で、事務の名称は総合計画事務であります。変更の内容は、15の備考欄一番下のところをご覧くださいと思いますが、次期総合計画策定における市民意識調査の実施にかかる調査票の封入・封緘及び封筒への宛名ラベルシールの貼付作業を再委託により行うということでございますので、13番の再委託についても有に変更となっております。

続きまして、33ページをお開きください。都市計画課の生産緑地地区に関する事務であります。生産緑地法の改正によりまして、新たに「特定生産緑地制度」が創設されましたことから、事務の目的に特定生産緑地の指定を加えるものでございます。報告1については、今回は以上でございます。

次に、36ページの報告2「個人情報取扱事務の委託期間の更新について」であります。先ほど諮問5でご説明したものの以外に、今年度の個人情報の取扱いを委託して行う事務につきまして、まとめてご報告するものであります。174件の事務につきまして、37ページから56ページに渡って一覧表にしております。委託事務の内容につきましては、諮

問した時から変更がございませんので、1件ずつの内容につきましては、省略をさせていただきますと存じます。以上で報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○**会長** 報告が終わりました。質問等がありましたらお願いします。特にないでしょうか。それでは質問はないようですので、以上で報告は終わりました。

以上本日の議題は全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問については審議会の意見として「取り扱う個人情報は、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とし、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

## 5 閉会

○**会長** はい、ありがとうございます。それではこれで終わりいたします。ほかに何かありますでしょうか。

○**下村課長** 本日も長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

○**会長** 大変長らくご協力ありがとうございました。次回またよろしくお願いいたします。